

平成 26 年 5 月 9 日

貸付条件の変更等の実施状況の公表について

筑邦銀行(頭取 佐藤 清一郎)は、平成 22 年 1 月に「金融円滑化についての基本方針」を定め、貸付条件の変更や資金供給、ならびにお客様の経営改善支援に積極的に対応してまいりました。

中小企業金融円滑化法の期限到来後においても、当行は地域経済の活性化及び地域における金融の円滑化を図る為にこれまでと同様に、「金融円滑化推進についての基本方針」を遵守し、貸付条件の変更や円滑な資金供給に努めております。

今般、平成 26 年 3 月末における「貸付条件の変更等の実施状況」について公表しますので、お知らせいたします。

以 上

【貸付条件の変更等^(注)の実施状況】(自主開示)

中小企業金融円滑化法施行(平成21年12月4日)以後、平成26年3月末までにお申込みいただいたお客様が対象で、件数・金額は累計です。

(お客様が中小企業者である場合)

(単位:百万円)

	平成21年 12月末	平成22年 3月末	平成22年 6月末	平成22年 9月末	平成22年 12月末	平成23年 3月末	平成23年 6月末	平成23年 9月末	平成23年 12月末	平成24年 3月末	平成24年 6月末	平成24年 9月末	平成24年 12月末	平成25年 3月末	平成25年 6月末	平成25年 9月末	平成25年 12月末	平成26年 3月末
貸付条件変更等の申込みを受付けた貸付債権の額	1,888	8,377	14,784	23,659	32,977	41,618	53,389	63,975	74,562	84,473	96,841	107,601	118,072	126,919	137,141	148,249	157,193	164,425
うち、実行に係る貸付債権の額	612	5,661	11,251	18,568	26,747	36,088	46,366	56,628	66,422	75,800	86,620	98,071	108,568	117,261	127,542	138,181	146,589	154,072
うち、謝絶に係る貸付債権の額	0	46	1,397	1,917	2,815	3,162	3,238	3,805	3,944	4,207	4,599	4,938	5,196	5,382	5,417	5,679	5,796	5,945
うち、審査中の貸付債権の額	1,195	2,396	1,659	2,224	2,343	1,098	1,809	1,447	2,016	2,115	3,231	2,194	1,656	1,608	1,434	1,245	1,606	1,095
うち、取下げに係る貸付債権の額	80	271	476	949	1,070	1,269	1,974	2,093	2,178	2,350	2,390	2,397	2,652	2,667	2,746	3,143	3,200	3,312

(単位:件)

	平成21年 12月末	平成22年 3月末	平成22年 6月末	平成22年 9月末	平成22年 12月末	平成23年 3月末	平成23年 6月末	平成23年 9月末	平成23年 12月末	平成24年 3月末	平成24年 6月末	平成24年 9月末	平成24年 12月末	平成25年 3月末	平成25年 6月末	平成25年 9月末	平成25年 12月末	平成26年 3月末
貸付条件変更等の申込みを受付けた貸付債権の数	98	467	813	1,209	1,642	2,062	2,570	3,068	3,571	4,036	4,563	5,070	5,575	6,035	6,553	7,047	7,488	7,894
うち、実行に係る貸付債権の数	14	298	588	927	1,334	1,746	2,162	2,622	3,093	3,534	3,992	4,498	4,974	5,419	5,904	6,388	6,807	7,226
うち、謝絶に係る貸付債権の数	0	4	63	94	132	145	158	207	223	247	273	302	317	342	349	382	390	403
うち、審査中の貸付債権の数	78	144	120	133	104	87	128	104	116	102	137	107	110	97	117	79	87	52
うち、取下げに係る貸付債権の数	6	21	42	55	72	84	122	135	139	153	161	163	174	177	183	198	204	213

(注)「貸付条件の変更等」とは、貸付債権に係る元本の返済猶予、返済期限の延長、旧債の借換え、中小企業者の株式の取得であって債務を消滅させるためにするもの、代物弁済の受領及び利息の支払猶予(以下「元本の返済猶予等」という。)であって、元本の返済猶予等の申込みを行ったお客様の経営再建又は支援を図ることを目的として行うものをいいます。

【貸付条件の変更等の実施状況】(自主開示)

中小企業金融円滑化法施行(平成21年12月4日)以後、平成26年3月末までにお申込みいただいたお客様が対象で、件数・金額は累計です。

(お客様が住宅資金借入者である場合)

(単位:百万円)

	平成21年 12月末	平成22年 3月末	平成22年 6月末	平成22年 9月末	平成22年 12月末	平成23年 3月末	平成23年 6月末	平成23年 9月末	平成23年 12月末	平成24年 3月末	平成24年 6月末	平成24年 9月末	平成24年 12月末	平成25年 3月末	平成25年 6月末	平成25年 9月末	平成25年 12月末	平成26年 3月末
貸付条件変更等の申込みを受付けた貸付債権の額	183	559	683	991	1,116	1,276	1,473	1,666	1,718	1,877	2,011	2,141	2,252	2,388	2,512	2,616	2,715	2,771
うち、実行に係る貸付債権の額	0	321	424	594	744	855	973	1,143	1,200	1,338	1,464	1,539	1,649	1,756	1,836	1,883	1,989	2,055
うち、謝絶に係る貸付債権の額	0	47	49	91	123	138	148	229	239	242	242	251	296	311	316	357	383	386
うち、審査中の貸付債権の額	183	81	72	154	63	73	123	29	12	12	20	59	15	28	44	54	21	8
うち、取下げに係る貸付債権の額	0	109	137	151	185	208	228	265	266	284	284	291	291	291	315	320	320	320

(単位:件)

	平成21年 12月末	平成22年 3月末	平成22年 6月末	平成22年 9月末	平成22年 12月末	平成23年 3月末	平成23年 6月末	平成23年 9月末	平成23年 12月末	平成24年 3月末	平成24年 6月末	平成24年 9月末	平成24年 12月末	平成25年 3月末	平成25年 6月末	平成25年 9月末	平成25年 12月末	平成26年 3月末
貸付条件変更等の申込みを受付けた貸付債権の数	15	47	59	83	95	108	122	140	149	165	174	186	197	207	220	231	238	243
うち、実行に係る貸付債権の数	0	28	39	52	67	76	85	100	106	120	129	135	146	155	160	168	176	181
うち、謝絶に係る貸付債権の数	0	3	4	7	10	11	12	17	20	21	21	22	27	28	29	34	35	36
うち、審査中の貸付債権の数	15	9	7	13	4	6	8	4	3	2	2	6	1	1	7	4	2	1
うち、取下げに係る貸付債権の数	0	7	9	11	14	15	17	19	20	22	22	23	23	23	24	25	25	25